

報徳経済のモデル

TANAKA, George / 田中, 穰二

(出版者 / Publisher)

法政大学工学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Technical College of Hosei University / 法政大学工学部研究集報

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

177

(終了ページ / End Page)

192

(発行年 / Year)

1987-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003958>

報徳経済のモデル

田 中 穰 二*

The Model of Hotoku Economics

George TANAKA*

Abstract

Ninomiya Sontoku, called Kinjiro in his youth, was born in the seventh year of Tenmei(1787). His father was a very poor peasant in a village in the province of Sagami. At the age of sixteen years, Sontoku was orphaned with his two little brothers, and the poor family broke up. Then he was placed under the care of one of his paternal uncles.

Under the eyes of his uncle, he worked till very late every evening. Then he thought himself that he would not grow up to be an unlettered man, and he bought a copy of Confucius' Great Learning i. e. Daigaku. After the day's hard work he studied this classic till in the middle of the night.

But his uncle blamed Sontoku strictly for his wasteful use of precious oil. Then he gave up his study until he could gain oil of his own to light. The next spring he found a little space on a river bank that belonged to nobody, and he sowed rape-seed, and worked in this little field on all his holidays. At the harvest time he gained a large bagful of the rape-seed. He took the seed to a neighboring oil factory, and exchanged it for a few gallons of the rape-oil. He was very glad that he could now begin again his study with his own oil, and returned his night study.

But there! His uncle said, "As I am supporting your livelihood, I cannot afford to let any of my men engage in such useless doing, as your book-reading." Then, obeying his uncle's order, Sontoku left off his night study by the rape-seed-oil lamp. After the day's hard work upon the farm, he would weave strawmat or make straw-sandals. Such being the case, his studies ought to be continued on his way to and from the farm or hill where he was sent to work or fetch fire wood every day.

The rape-seed experiment taught him the value of serious labour, and he wished to make another plan upon a large scale. Just at that time he found in the hamlet in which he lived a small spot where changed into a slough or muddy place by a recent flood. He marked out these places for his purpose. He drained the muddy place, levelled its bottom, and prepared it for a small rice-field.

In the spring season, he planted seedlings here, and bestowed a watchful care upon them. The harvest season brought him a bagful of rice-grain in the husk. Then he learnt that Nature is faithful to the honest man of soil, and rewards him that obey her laws.

A few years afterwards, he left his uncle's house and came back to his paternal house that now deserted for many years. With his industry and patience, he restored desolation of his native village into the state of being productive.

Before many years he was respected by the people of his neighborhood and at last his fame reached to the ear of the Lord of Odawara, Ohkubo Tadazane. Ohkubo Tadazane was then the Prime-minister of Shogun Government. Sontoku was appointed by Tadazane as an important member of carrying out reform in the feudal tenure.

Ninomiya Sontoku, one of the representative men in Japan, was a celebrated agrarian reformer, reliever and leader of farm-relief project. Since the era of Meiji his respectable way of life was always looked upon to by all of the primary schools of Japan. His bronze stature with a bundle of faggot on his back, opening a book on his hand was erected in every primary schools all of the country.

The Moral and Economic Teachings of Sontoku effected a great and far-reaching influence on the present day life of the Japanese. This paper, on this account, dealt with Hotoku Economics of Sontoku.

§ 1. 大久保忠真公の御回向料を活用した農村復興モデル

二宮金次郎翁(1787~1856)が、経国済世のできる偉人であるのを見出したのは、小田原藩の城主、大久保忠真公^{ただまね}であった。忠真公は翁に全信用をあたえて、^{つもつげの}下野国桜町領(現在の栃木県芳賀郡二宮町)のたてなおしをはかった。1821(文政4)年、金次郎34歳のとき桜町に行き、約10年かかって、桜町領のたてなおしに成功した。

大久保忠真公は1837(天保8)年、57歳で、江戸家敷で亡くなるが、江戸青山竹園山最勝寺教学院に埋葬され、その御位牌は

彰道院殿欽承良顯大居士 靈位

となっている。翁は忠真公を存命中も、また亡くなった後も大変に思い慕っておられた。二宮翁の生涯は忠真公の恩命を実行することであり、報恩仕法を行うことが公の遺志であると翁は考えた。報徳仕法はすなわち報恩仕法永代増益手段である。

彰道院殿爲御菩提御回向料永代増手段

という、報恩仕法は必ずしも彰道院に対するものだけには限らないが、翁は忠真に対する報恩のために、金三百両を御菩提所である江戸青山最勝寺教学院に寄附し、永遠の仕法を組立て、詳細な仕法書を書きあげた。一般に寄附された回向料は寺側で消費されてしまうことが多いが、そうすると忠真公の経国安民の仕法に活用するという意図に反することになる。

忠真公の主旨を貫徹するために、青山教学院に寄附された金三百両を教学院が自らこれを管理するのでなくて、当時、関東での寺院の最高權威をもった徳川の菩提所である上野寛永寺元光院に依頼し、その御貸金に加入し、年々一割の利息を受ける計算になっている。

すなわち元金三百両に対する利息三十両の交附を受け、この三十両の中、五両を教学院での忠真公への回向料とし、二十五両を教学院の檀家に貸付けて、荒地起返や開拓を行うようにする。以上は三百両の1年分の利息の使用法であるが、これを10ヶ年間行う。開拓された耕地からは作物が実るようになるから、二十五両は返済され、10年間では二百五十両返済されることになる。

10年たったとき、上の二百五十両を元金に繰入れて、上野寛永寺元光院の元金を五百五十両にし、1年分の利子五十五両を11年目から20年まで毎年受取る。利子五十五両の配分は十両を教学院回向料として差し上げ、四十五両を荒地の開拓などの仕法資源として利用する。毎年四

十五兩の仕法資源は10年間で四百五十兩になるが、これを再び寛永寺元光院の元金に追加して、元金はしめて一千兩になる。

年間の利子は元金一千兩に対して、百兩となるが、これを3等分して、上野寛永寺元光院に御法会料として三十三兩あまり、教学院に御回向料として三十三兩あまり、仕法金として三十三兩あまりとする。10年間の仕法金の総額は三百三十兩あまりになりが、10年後の元金繰入れは百兩にする。したがって新たな元金は千百兩となる。

千百兩の元金に対して、利子は年間、百十兩になるが、これを3等分して、元光院、教学院、仕法金とする。これを10年間つづけると仕法金の総額は三百六十六兩あまりとなるが、この中百兩を元金に繰入れ、新たな元金は千二百兩となる。元金千二百兩に対する年間の利子は百二十兩になるが、これを元光院、教学院、仕法金に3等分し、何れも年間四十兩になる。これは仕法を始めた年から勘定して41年目になるが、42年、43年目……、50年目まで同様に行う。

50年目の終りにまた百兩元金に繰入れ、しめて元金を千三百兩とする。以下、同様に行うが、仕法金からの元金の繰入れ額の比率が、10年ごとにだんだん減少して行くことがわかる。

以上は大久保忠真公の御回向に対する仕法雛形であるが、このような仕法雛形は他のいろいろなものについて90近くある。

嘉永二己酉年
彰道院殿爲御菩提御回向料永代増益手段帳
十月 御普請役格
二宮金次郎

御施餓鬼御修行料として、貴院へ相備申候事

④金二十五兩

是は上同断不容易儀に付、必ず手戻り無之様可致旨、繰返し被 仰付置候、仕法金に差加え、永久怠慢無く取行い、一畝一步づつも起返し、一家一对宛も取直し遣し、御趣意を押立て申し度く候に付き、毎暮御渡可被下候事

永代御回向料積立方之事

嘉永二己酉年十月

●一金三百兩也④

戌利子金三十兩

金五兩

是は格別深 思召被成御座、荒地起返、絶家取立、窮民撫育、難村復旧之仕法、御任せ被、仰付置、追々相助り候上御恩澤を奉報度、御靈前に於て永代毎日法華読経、御祥月御法事、盆中

●元金三百兩

亥利子金三十兩

金五兩

金二十五兩

教学院御回向料

荒地起返窮民撫育料

●元金三百兩

子利子金三十兩

金五兩

金二十五兩

教学院御回向料

荒地起返窮民撫育料

- 元金三百兩
^{うし}丑利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金三百兩
^{とら}寅利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金三百兩
^う卯利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金三百兩
^{なつ}辰利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金三百兩
^み巳利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金三百兩
^{うま}午利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金三百兩
^{ひつじ}未利子金三十兩
 金五兩 教学院御回向料
 金二十五兩 荒地起返窮民撫育料

嘉永十二己未年十二月

- 一金二百五十兩
 是は格別深 思召被成御座, 荒地起返。
 絶家取立, 窮民撫育, 難村復旧之仕法

勧めるため, 去る嘉永三庚戌年より,
 同十二己未年まで十ヶ年の間, 御仕法
 御上台金へ加入致し, 取り行い候処,
 追々立直り候御恩澤を奉報度, 去る嘉
 永二己酉年寄附仕置候御回向料の内へ
 差加へ度申し候事

- ^ろ金五百五十兩
^{さる}申利子金五十五兩
 金十兩

是は格別深 思召被成御座, 荒地起返,
 絶家取立, 窮民撫育, 難村復旧の仕法
 爲御任被 仰付置, 追々相助り候, 上
 御恩澤を奉報度, 御靈前に於て, 永代
 毎日法華読経, 御祥月御法事, 盆中御
 施俄鬼御修行料の爲, 貴院へ相備申候
 事

金四十五兩

是は上同断不容易儀に付, 必手戻り無
 之様可致旨, 繰返し被 仰付置候仕法
 金に差加, 永久無怠取行
 一畝一步づつ起返し, 一家一村宛も取
 直し遣し, 御趣意を押立申度候付, 毎
 暮御渡可被下候事

- 元金五百五十兩
^{とり}酉利子金五十五兩
 金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料
- 元金五百五十兩
^{いぬ}戌利子金五十五兩
 金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金五百五十兩
^い亥利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

●元金五百五十兩
 子利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

●元金五百五十兩
 丑利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

●元金五百五十兩
 寅利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

●元金五百五十兩
 卯利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

●元金五百五十兩
 辰利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

●元金五百五十兩
 巳利子金五十五兩

金十兩 教学院御回向料
 金四十五兩 荒地起返窮民撫育料

嘉永二十二己巳年十二月

●一金四百五十兩

是は格別深 思召被成御座, 荒地起返, 絶家取立, 窮民撫育, 難村復旧之仕法爲励, 去る嘉永十三庚申年より, 同二十己巳年迄十ヶ年の間, 御仕法 御

土台金へ致加入取行候処, 追々立直り候 御恩澤奉報度。去る嘉永二己酉年寄附仕置候御回向料之内へ, 差加申度候事

●元金千兩
 午利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁

是は上御回向料御土台金, 積立方成就仕候に付, 当年年より上貸附金御世話料, かつまた御靈前に於て, 国家安穩五穀成就, 万民案寧の御法会料として, 上野寛永寺元光院へ寄附仕候事

金三十三兩一分銀五匁

是は上同断御在世中, 格別深 思召被成御座, 荒地起返し, 絶家取立。

窮民撫育, 難村復田の仕法, 爲御任被仰付置, 追々相助り候, 上御恩澤を奉報度, 御靈前に於て, 永代毎日 法華読経, 御祥月御法事, 盆中御施餓鬼御修行料として, 貴院へ相備申候事

金三十三兩一分銀五匁

是は上同断不容易儀に付, 必手戻り無之様可致旨, 繰返し被 仰付置候仕法金に差加, 永久無怠慢取行

一畝一步宛も起返し, 一家一村宛も取直遣し, 御趣意を押立申度候に付, 毎暮御渡可被下候事

●元金千兩
 未利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料

金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料

金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民撫育料

●元金千両

申利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

酉利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

戌利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

亥利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

子利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

丑利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料

金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料

金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

寅利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

●元金千兩

卯利子金百兩

金三十三兩一分銀五匁 元光院御法会料
 金三十三兩一分銀五匁 教学院御回向料
 金三十三兩一分銀五匁 荒地起返窮民
 撫育料

嘉永三十二己卯年十二月

●一金百兩

是は格別深 思召被成御座, 荒地起返,
 絶家取立, 窮民撫育, 難村旧復之仕法
 爲励, 去る嘉永二十三庚午より同三十
 二年己卯年迄十ヶ年之間, 御仕法御土
 台金へ致加入取行候処, 追々立直り候
 御恩澤を奉報度。去る嘉永二己酉年寄
 附仕置候, 御回向料之内へ差加申度候
 事

●千百兩

辰利子金百拾兩

金三十六兩二分銀十匁

是は御回向料土台金, 貸附方御世話料,
 且又於 御靈前, 国家安穩, 五穀成就,
 万民安寧之御法会料として, 上野寛永
 寺元光院へ寄附仕候事

金三十六兩二分銀十匁

是は格別深 恩召被成御座, 荒地起返,
絶家取立, 窮民撫育, 難村旧復之仕法,
爲御任被 仰付置, 追々相助候御恩澤
を奉報度, 於 御靈前, 永代毎日法華
読経, 御祥月御法事, 盆中御施餓鬼,
御修行料として, 貴院へ相備申候事

金三十六兩二分銀十匁

是は上同断不容易儀に付, 必手戻り無
之様可致旨, 繰返被
仰付置候, 仕法金に差加へ, 永久無怠
慢取行, 一畝一步宛も起返し, 一家一
村宛も取直遣し 御趣意を押立申度候
に付, 每暮御渡可被下候事

●元金千百兩

巳利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

午利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

未利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

申利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

酉利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

戌利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

亥利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

子利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料
金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮民
撫育料

●元金千百兩

丑利子金百十兩

金三十六兩二分銀十匁 元光院御法会料
金三十六兩二分銀十匁 教学院御回向料

金三十六兩二分銀十匁 荒地起返窮身
撫育料

嘉永四十二己丑年十二月

是は格別深 思召被成御座, 荒地起返, 絶家取立, 窮民撫育, 難村旧復之仕法爲勵, 去る嘉永三十三庚辰より, 同四十二己丑年迄十ヶ年之間, 御仕法御土台金に致加入, 取行候処, 追々立直り候御恩澤を奉報度, 去嘉永二己酉年寄附仕置候御回向料之内へ, 差加へ申度候事

- 元金千二百兩
卯利子百二十兩
金四十兩

是は上御回向料御土台金, 貸附方御世話料, 且又於 御靈前国家安穩, 五穀成就, 万民安寧之御法会料として, 上野寛永寺元光院へ寄附仕候事

金四十兩

是は格別深 思召被成御座, 荒地起返し, 絶家取立, 窮民撫育, 難民旧復之仕法爲御任被 仰付置, 追々相助り候上御恩澤を奉報度, 於 御靈前, 永代毎日法華読經, 御祥月御法事, 盆中御施餓鬼御修行料として, 貴院へ相備申候事

金四十兩

是は上同断不容易儀に付必手戻無之様可致旨繰返し被 仰付置候仕法金に差加へ, 永久無怠慢取行, 一畝一步宛も起返し, 一家一村宛も取直遣御趣意を押し立申度候に付, 毎暮御渡可被下候事

- 元金千二百兩
卯利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料
金四十兩 教学院御回向料
金四十兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金千二百兩
辰利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料
金四十兩 教学院御回向金
金四十兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金千二百兩
巳利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料
金四十兩 教学院御回向料
金四十兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金千二百兩
午利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料
金四十兩 教学院御回向料
金四十兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金千二百兩
未利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料
金四十兩 教学院御回向料
金四十兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金千二百兩
申利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料
金四十兩 教学院御回向料
金四十兩 荒地起返窮民撫育料

- 元金千二百兩
酉利子金百二十兩
金四十兩 元光院御法会料

金四十兩 教学院御回向料

金四十兩 荒地起返窮民撫育料

●元金千二百二十兩

戌利子金百二十兩

金四十兩 元光院御法会料

金四十兩 教学院御回向料

金四十兩 荒地起返窮民撫育料

●元金千二百兩

亥利子金百二十兩

金四十兩 元光院御法会料

金四十兩 教学院御回向料

金四十兩 荒地起返窮民撫育料

以下同様に行う。すなわち

嘉永五十二己亥年十二月に、金百兩を元金に繰入れ、元金を

●元金千三百兩とする。以下十ヶ年すなわち

子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉の各年

利子金百三十兩

とし、それを三等分して、金四十三兩一分銀五匁すなわち(一分銀五匁は三分之一兩相当)

金四十三兩三分之一 元光院御法会料

金四十三兩三分之一 教学院御回向料

金四十三兩三分之一 荒地起返窮民撫育料

として、毎年暮に支出する。

嘉永六十二己酉年十二月に、金百兩を元金に繰入れ、元金を

●元金千四百兩とする、以下十ヶ年

戌、亥、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未の各年の

利子金百四十兩

とし、これを三等分して、金四十六兩二分銀十匁(二分銀十匁は三分之二兩に相当)

金四十六兩三分之二 元光院御法会料

金四十六兩三分之二 教学院御回向料

金四十六兩三分之二 荒地起返窮民撫育料

として、毎年暮に支出する。

嘉永七十二己未年十二月に、金百兩を元金に繰入れ、元金を

●元金千五百兩とする。以下十年

申、酉、戌、亥、子、丑、寅、卯、辰、巳の各年の利子は

利子金百五十兩

とし、これを三等分して、金五十兩とする。

金五十兩 元光院御法会料

金五十兩 教学院御回向料

金五十兩 荒地起返窮民撫育料

として毎年暮に支出する。

嘉永八十二己巳年十二月に、金百兩を元金に繰入れ、元金を

●元金千六百兩とする。以下十年

午、未、申、酉、戌、亥、子、丑、寅、卯の各年の利子は

利子金百六十兩

とし、これを三等分して、金五十三兩一分銀五匁とする。(一分銀五匁は三分一兩)

金五十三兩三分之一 元光院御法会料

金五十三兩三分の一 教学院御回向料

金五十三兩三分之一 荒地起返窮民撫育料

として毎年支出する。

嘉永九十二己卯年十二月に、金百兩を元金へ繰入れ、元金を

●元金千七百兩とする。以下十年

辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥、子、

丑の各年の利子は
 利子金百七十両
 とする。これを三等分し、金五十六両二分
 銀十匁とし
 金五十六両三分之二 元光院彼法会料
 金五十六両三分之二 教学院御回向料
 金五十六両三分之二 荒地起返窮民撫育料
 として毎年支出する。

嘉永百二己丑年十二月に、金百両を元金
 へ繰入れ、元金を
 ● 金千八百両とし、毎年の利子を金百八十
 両として、これを六十両ずつ、元光院御法
 会料、教学院御回向料、荒地起返窮民撫育
 料に三等分する。
 以上をまとめると次のようになる。

彰道院殿爲御菩提御回向料永代増益手段帳
 御普請役格 二宮金次郎
 I：寛永寺元光院御法会院， II：最勝寺教学院御回向料
 III：荒地起返窮民撫育料， t = 1 は嘉永三年(戌)
 t = 2 は四年(亥)， t = 3 は五年(子)， t = 4 は六年(丑)

1) 元金300両

t	I	II	III	計
1	0	5両	25両	30両
2	0	5	25	30
・	・	・	・	・
10	0	5	25	30

2) 元金550両(IIIより250両繰入)

11	0	10	45	55両
12	0	10	45	55
・	・	・	・	・
20	0	10	45	55

3) 元金千両(IIIより450両繰入)

t	I	II	III	計
21	33.3	33.3	33.3	100両
22	33.3	33.3	33.3	100
・	・	・	・	・
30	33.3	33.3	333.3	100

4) 元金千百両(IIIより百両繰入)

31	36.6	36.6	36.6	110両
32	36.6	36.6	36.6	110
・	・	・	・	・
40	36.6	36.6	36.6	110

5) 元金千二百両(IIIより百両)

t	I	II	III	計
41	40両	40両	40両	120両
42	40	40	40	120
・	・	・	・	・
50	40	40	40	120

6) 元金千三百両

t	I	II	III	計
51	43.3	43.3	43.3	130両
52	43.3	43.3	43.3	130
・	・	・	・	・
60	43.3	43.3	43.3	130

7) 元金千四百両					9) 元金千六百両				
61	46.6	46.6	46.6	140	81	53.3	53.3	53.3	160
.
8) 元金千五百両					10) 元金千七百両				
t	I	II	III	計	t	I	II	III	計
71	50両	50両	50両	150両	91	56.6両	56.6両	56.6両	170両
.
80	50	50	50	150	100	56.6	56.6	56.6	170

§ 2. 冥加米繰返積立の雛形

1844(弘化元)年4月5日付で、尊徳が、幕府の勘定所から

日光御神領村々荒地見分致し起返方仕法附之趣委細可申上候

という辞令を受取ってから、作業を始め1846(弘化3)年6月に完成した仕法雛形書は

日光御神領村々荒地起返方仕法附百行勤惰得失雛形

であるが、これは84冊に及ぶ、数値表である。以下この中からいくつかの雛形を取出して、比較検討する。なお、これには現在の大日本報徳社社長の神谷慶治東大名誉教授の「むらづくりの原理」龍溪書舎1981も参考にしている。

冥加米繰返積立の雛形(乙形)

乙1 窮民用繰返積立の雛形

荒地1反分の開発に対して、1両を貸付け、この1反で1石生産され、これによって1両返済するというもので、返済された1両を更に次の人に貸付けて、1反分開発し、1石収穫するというのをつづけるもので、もしこれを10年つづけると10反つまり一町歩開発され1年に10石生産されることになる。もし、60年つづけるとすると60反すなわち六町歩が開発され60石収穫されるというものである。

窮民とは分家取立百姓、極難困窮人、病難困窮人、入百姓、借家困窮人、他村請作人などをいう。

乙2 冥加米繰返積立の雛形(積立率1割)

よく働く人を選び、この人に一両与えて、荒地1反を開拓する。1反の田から秋には1石の米の収穫が得られると仮定する。1石の収穫の中の1割0.1石=1斗 冥加米として他の人に譲り、譲られた人は0.1反=1畝の荒地を開拓する。したがって、初めの人と合計すると1.1反の田が開拓され、秋には1.1石の米の収穫が得られる。この1.1石の1割にあたる0.11石を第3の人に譲り、0.1反の荒地を開拓する。すると開拓された田の合計

は $1.1+0.11=1.21$ 反になる。以下同様に繰返す。

開拓される田の面積の合計は次のようになる。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年目の面積} &= 1 \text{ 反}, 2 \text{ 年目の面積} = 1.1 \text{ 反}, 3 \text{ 年目の面積} = (1.1)^2 = 1.21 \text{ 反} \\ 4 \text{ 年目の面積} &= (1.1)^3 = 1.331 \text{ 反}, 5 \text{ 年目の面積} = (1.1)^4 = 1.464 \text{ 反} \\ 6 \text{ 年目の面積} &= (1.1)^5 = 1.611 \text{ 反}, \dots, 10 \text{ 年目の面積} = (1.1)^9 = 2.358 \text{ 反} \\ 20 \text{ 年目の面積} &= (1.1)^{19} = 15.863 \text{ 反}, \dots, 60 \text{ 年目の面積} = (1.1)^{59} = 276.801 \text{ 反} \\ &= 27 \text{ 町 } 6 \text{ 反 } 8 \text{ 畝余} \end{aligned}$$

乙3 冥加米繰返積立の雛形(積立率2割)

村で投票を行い、最もよく働く人を選んで、その人に一両あたえ、荒地1反を開拓する。1反の田から秋に米1石が取れる。ここまでは乙2と同じであるが、1石の中の2割0.2石=2斗を冥加米として積立て、他の人に渡す。0.2石から、0.2反=2畝の荒地開拓ができる。1.2反の田から今度は1.2石の米ができる。これから0.24石の冥加米を作り、また他人に渡して0.24反の荒地の開拓を行う。以下同様である。開拓される田の面積は次のようになる。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年目の面積} &= 1 \text{ 反}, 2 \text{ 年目の面積} = 1.2 \text{ 反}, 3 \text{ 年目の面積} = (1.2)^2 = 1.44 \text{ 反} \\ 10 \text{ 年目の面積} &= 5.16 \text{ 反}, 60 \text{ 年目の面積} = (1.2)^{59} = 46,956.26 \text{ 反} = 4,695 \text{ 町余り} \end{aligned}$$

乙4 冥加米繰返積立の雛形(積立率3割)

やり方は乙2、乙3と同様である。開拓される田の面積は次のようになる。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年目の面積} &= 1 \text{ 反}, 2 \text{ 年目の面積} = 1.3 \text{ 反}, 3 \text{ 年目の面積} = (1.3)^2 = 1.69 \text{ 反} \\ 10 \text{ 年目の面積} &= 1 \text{ 町余り}, 60 \text{ 年目の面積} = 528,029 \text{ 町余り} \end{aligned}$$

乙5は積立率4割の場合、乙6は積立率5割の増合であり、計算法は乙2、乙3、乙4と同様である。

乙5 冥加米繰返積立の雛形(積立率4割)

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年目の面積} &= 1 \text{ 反}, 2 \text{ 年目の面積} = 1.4 \text{ 反}, 3 \text{ 年目の面積} = (1.4)^2 = 1.96 \text{ 反} \\ 10 \text{ 年目の面積} &= 2 \text{ 町余り}, 60 \text{ 年目の面積} = (1.4)^{59} = 41,836,380 \text{ 町} \end{aligned}$$

乙6 冥加米繰返積立の雛形(積立率5割)

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年目の面積} &= 1 \text{ 反}, 2 \text{ 年目の面積} = 1.5 \text{ 反}, 3 \text{ 年目の面積} = (1.5)^2 = 2.25 \text{ 反} \\ 10 \text{ 年目の面積} &= (1.65)^9 = 3 \text{ 町 } 8 \text{ 反余り}, 60 \text{ 年目の面積} = (1.5)^{59} = 2,451,231,300 \text{ 町} \end{aligned}$$

乙1～乙6のモデルでは、何れも初めに1両あたえて、1反歩の田を開拓するモデルになっているが、この1反の開発料を2両、3両、4両、5両、6両と変化させて計算を行うが、丙形のモデルである。計算法は乙2～乙6とほぼ同様である。

§ 3. 教育論

数学でのノーベル賞に相当するフィールズ賞やイスラエル大統領の手渡すウルフ賞などをとられた小平邦彦教授は最近岩波書店から出版された手記の中で次のように述べている。

「最近の大学生の学力の低下には目を覆いたくなるものがあります。ここで学力というのは、知識の量ではなく、自分でものを考える力を意味します。資源に乏しい日本の経済は科学・技術における日本人の独創力に掛かっているわけですから、このままでは日本の将来は危ないのではないかと思います。

なぜこんなに学力が低下してきたのでしょうか？近頃の子供は小学生のときから塾に通ったりして実によく勉強します。それにも拘わらず学力が低下してきたのはどこかに無駄があるのではないかと？そう思って初等・中等教育を見ますと、あまりにも多くの事柄をあまりにも早くから教え過ぎているのではないかと？という疑問がでてきます」

…………… 中 略 ……………

「生徒の学力・独創力を養うには、いろいろな教科が競って早くから多くの事柄を教える、という行き方を逆にして、まず基礎的な教科を十分時間を掛けて徹底的に教え、他の教科は適齢に達してからゆっくり教える、という行き方に改めるべきであると思います。……もしもこれができないということならば、学生の学力低下は続き、科学技術における外国との競争に敗れ、経済は停滞し、日本の繁栄は終焉を迎えることになると思います。」

と述べている。

二宮翁もこれと似た教育論を述べている。二宮翁夜話の1で

「翁いわく、それ誠の道は、学ばずしておのずから知り、習はずしておのずから覚へ、書籍もなく記録もなく、師匠もなく、しかして人々自得して忘れず、是ぞ誠の道の本体なる。渴して飲み、飢て食ひ、^{つら}芳れていね、さめて起く、皆この類なり、……それわが教へは書籍を尊ます、故に天地を以て経文とす、わが歌に『音もなくかもなく常に天地は書かざる経をくりかえしつつ』とよめり。……それ世界横の平は水面を至れりとす。たてのすぐは、垂針を至れりとす、およそこの如き万古動かぬ物あればこそ、地球の測量も出来るなれ、これを外にして測量の術あらむや、^{ひょう}曆道の表を立てて景を測るの法、算術の九々の如き、皆自然の規にして万古不易の物なり、此の物によりてこそ、天文も考ふべく、^{ほどこ}曆法をも算すべけれ、この物を外にせば、いかなる智者といえども、術を施す方なからん、それわが道もまた然り、天言いはず、しかして4時行れ、百物成る処の、不書の経文、不言の教戒、すなわち米を蒔けば米がはえ、^ま麦を蒔けば麦の実法るが如き、万古不易の道理により、誠の道に基づきて之を誠にするの勤めをなすべきなり」

と述べている。また3では

「人道は中庸を尊ぶ、水車の中庸はよろしき程に水中にいて、半分は水に順ひ、半分は流水に逆昇りて、運転とどころらざるにあり、人の道もその如く天理に順ひて種を蒔き、天理にさからふて草を取り、欲にしたがいて家業にはげみ、欲を制して義務を思ふべきなり」と中庸の道の重要性を強調している。

§ 4. 尊徳翁の人生

1783(天明3)年4月から、浅間山の噴火が始まり、上野の国(現在の群馬県)村を全滅させるなどの大きな災害を起した。火山灰が太陽の光りをさえぎり、夏の気温が低く、農作物の成長をさまたげた。凶作はその後全国に広がり、数十万人のうえによる死者を出した。これを「天明の大飢饉」といわれるが、これが終る頃1787(天明7)年に、二宮金次郎または尊徳は相模の国、栢山村に生れた。これは現在の神奈川県足柄上群桜井村栢山である。父は近くの人に慈善と公共心を持った人として知られていた。

1791年、金次郎が4歳のとき酒匂川の堤防がこわれ、二宮家は田畑を失い、貧乏のどん底の生活を送ることになる。12歳のとき弟、富次郎が生れたが、このころ金次郎が松のなえを酒匂川の土手に植えるが、いまは酒匂川の松並木として残されている。13歳のとき父は病死し、母と弟の2人が残されるが、さらに15歳のとき母も病死する。金次郎は父の兄万兵衛に、弟2人は母の生家にひきとられて行く。このとき金次郎は孔子の「大学」を手に入れ、昼の仕事が終わった後、深夜、懸命に研究していた。しかし、伯父の万兵衛は貴重な油を使うとあって、これをやめさせた。金次郎もそれを納得し、荒地に油菜を播き、1年かかって、1俵の種子を収穫し、近くの油問屋で、数升の油と取換えてもらった。そしてこの油を使って、再び夜の勉強を始めた。しかし伯父の万兵衛は金次郎を養っているのであるから、夜の時間も自分のものである。何の役にも立たない読書はやめるようにと金次郎にいった。金次郎も伯父のいうことに道理があると考えて、その命令に従い、一日の畑仕事の後、蓆織りや草鞋作りを行い、勉強は山や畑に往復するとき、途すがらに行った。16歳のとき、荒地に稲の苗を植え、米1俵を収穫し、「自然」は正直な勤労に対して豊かに報いるということを学んだ。

1806年19歳のとき、多年住む人もなかった両親の家に帰り、荒地を起返し、立派な田畑を作ることを熱心に行った。そして模範的な節約と勤勉のため、近隣全体の尊敬を集めたが、またかなりの資産をもつ、村の中で指おりの地主になった。25歳の頃、小田原藩の家老の服部家のたてなおしの調査を行い、服部家のたてなおしをたのまれて、5年間をかけて、これを完全に成功させた。

二宮尊徳の名声は日に日に上がり、小田原藩の城主で、江戸幕府の有力な老中であつた大久保忠真公の認めるところとなった。忠真公は下野国桜町、現在の栃木県芳賀郡二宮町のたてなおしを尊徳にたのんだが、これはきわめて困難な仕事であつた。桜町領には物井、横田、東沼

の三つの村があり、公称4,000俵の年貢がとれるとされていた。しかし、金次郎が桜町に行く前は、年貢として米800俵をおさめられているだけであった。

土地がやせていて、農家の生活は苦しく、大勢の農民が土地や家をすてて逃げ出していた。残った農民も勤労意欲を失い、ならず者が多く、賭ごとなどが盛んで、尊徳の村のたてなおしには反対していた。尊徳は忠真公に村がたちなおる10年間は年貢は1,000俵でがまんして下さるように頼み、桜町領のたてなおしに取掛った。しかし、人々は尊徳のいうことを容易に聞こうとしないので、金次郎も困りはてる。

そして二宮尊徳は桜町から姿を消してしまう。すると桜町では大騒ぎになり、桜町のおもだった農民たちが死罪を覚悟して、江戸家敷の忠真公のところに二宮先生をさがしてくれるよう頼みに行く。このとき金次郎は下総国(千葉県)の成田山新勝寺で21日間の断食祈願を行っていたのが見つかった。そして21日の断食が終ると桜町から来た人々と一緒に20里の道を歩き通して、再び桜町に帰って来た。これは1829年、金次郎42歳のときのことである。

この事件以来、桜町の人々は金次郎を中心に力をあわせて、田畑の耕作にはげむようになる。二宮金次郎が来る前、桜町の年貢は米800俵しか集められなかったが、1831(天保2)年の秋には1894俵の米を年貢米として、おさめることができるようになり、桜町領のたてなおしが成功した。

1832(天保3)年、金次郎44歳のとき、常陸国ひたちの青木村(茨城県真壁郡大和村青木)のたてなおしをはじめ。1833(天保4)年の夏、宇都宮の宿で、初なすをたべたとき、秋なすの味がすることに気付き、農民に凶作が起ることを知らせる。そして桜町では植えてあった綿の木をひきぬいて、飢饉に強い稗(ひえ)や粟(あわ)に植えかえさせた。金次郎の予言はぴたりとあたり、この年から関東、東北地方を中心に凶作がつづいた。さらに凶作は全国的にひろまって大ききんになった。これは「天保の大飢饉」といわれる。

この大ききんで、大勢の人が飢え死にした。そして米を求める人々が米屋や金持の家をおそい、このような騒ぎが日本中で起こった。しかし、金次郎の言いつけをきいて、飢饉にそなえた桜町の三つの村からは飢え死にするものはせず、隣り村に稗などを送ってやれる程であった。桜町ではひえやあわを食べて米を残したため、2年間で1,500俵の米が蓄えられた。

大久保忠真公の領地である駿河国では、桜町とちがい飢饉に備えていなかったため領民が苦しんだ。このため尊徳は小田原城に急行し、小田原藩の米倉を開け、米を領民に分配した。この藩内の村からは飢え死にする者を出さないですんだ。

つづいて金次郎は烏山(栃木県烏山町)領のたてなおしも行った。飢饉が終る頃になると、二宮尊徳の名前は日本中に知れわたり、日本各地から訪問者や弟子入り志願者が集まった。

富田高慶たかよしという武士も弟子入りの志願者であったが、なかなか会ってもらえず、最終には金次郎の家のそばに住みつき寺小屋をひらきながら、会い機会を待った。やっと4ヶ月目にあつ

てもらい、その熱心さを認められ、尊徳の一番目の弟子になった。

このほか、桜町で金次郎に反対した豊田正作、二宮翁夜話の著者である福住正兄、遠州に報徳社という団体を作り、金次郎の教えをひろめた安居院^{あきいん}庄^{しやう}七などいた。

1837(天保8)年3月、初めに述べたように大久保忠真が江戸家敷で亡くなった。このとき金次郎は50歳であった。その後も下館藩(茨城県の一部)、相馬藩(福島県の一部)のたてなおしを行った。1842(天保13)年、金次郎が55歳のとき、幕府の老中、水野忠邦にたのまれて幕府の役人になり、日光(栃木県)神領のたてなおしを計画した。また1850年真岡(栃木県真岡)の14の村のたてなおしをはじめ。日光神領のたてなおしが正式に幕府から命じられたのは1853年、金次郎が66歳のときであった。しかし、日光の神領地89ヶ村をまわった頃、金次郎は病気で寝こんでしまった。金次郎は息子の弥太郎や弟子の富田高慶などと一緒に日光御神領仕法をつくり、その実行を行おうとした。68歳のとき金次郎の病気は悪化し、ほとんど歩けないようになった。それでも金次郎は各地で行われている農村たてなおしの報徳仕法がつづけられることを願っていた。

1856(安政3)年10月20日「墓石をたてるな、土をもり上げて松か杉を一本植えておけばよい」という遺言を残して、二宮金次郎は70歳で永眠した。

飢饉について、二宮翁は夜話189で次のように述べている。

「翁曰、世の学者皆草根、木葉等をしらべて、是も食すべし、彼も食すべしといへども、予は聞くを欲せず、如何となれば自ら食して、能く経験せるにあらざれば甚だ^{おぼつか}覚束なし。かつかかる物を頼みにせば、凶^{きよう}歳^{さい}の用意、自ら怠りて、世の害となるべし、夫よりも凶^{きん}歳^{せん}飢饉の惨状、はなはだしきを述る事、僧侶地獄の有様を絵に書いて、老婆をさとし如く、懇々と説きさとして、村毎に積^{つみ}穀^{こく}を成す事をすすむるの勝れるに如かざるべし、故に予は草根木皮を食すべしと決して言わず、飢饉の恐るべく、圍^{かこ}穀^{こく}の爲さざるべからざる事のみをさとして、圍穀をなさしむるをつとめとす。」

なお §2 の冥加米繰返積立の雛形については、次の文献の中で詳細に述べた。

田中穰二：『報徳経済の原理』仏教経済研究第16号

駒沢大学仏教経済研究所発行